

第495回（定例）福崎町議会会議録

令和3年3月25日（木）

午前9時30分開会

○令和3年3月25日、第495回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
また、本日、関西テレビ放送株式会社から記録用映像撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
総括質疑に入る前に、住民生活課長から発言の申出がありますので許可します。
住民生活課長 ごみ処理計画検討特別委員会でご質問のありましたくれさかクリーンセンター中継運搬車両の概要につきまして、資料をお配りしております。車両3台を購入した根拠について、ご説明いたします。
1、車両の大きさですが、運搬効率を考えますとできるだけ大きい車両が望ましいですが、施設内の取り回しや沿道環境を考慮しまして、6.6トンパッカー車を採用いたしました。積載可能量は5.67トンとなります。
2、中継ごみの内訳ですが、福崎町分29.66トン、姫路市分、日最大28.04トン、合計しまして、3の1日当たりのごみ量は最大で57.7トンになります。
4の結論となりますが、3の1日当たりのごみ量57.7トンをもつパッカー車1台での積載可能量5.67トンで割りまして、1日で搬送できる台数が10.2台となります。くれさかから市川美化センターまでの1往復の行程が約100分かかりますので、車両3台が3往復から4往復で処理できるということになります。
説明は以上です。
議 長 それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
総括質疑はありませんか。

小林 博議員 総務の関係のところの、これはどのページになるのか知りませんが、掲示板の関係でお伺いをしたいと思うんですが、法的に公示あるいは告示など、そういった行為を掲示する、そういう施設があるわけですが、これは福崎町の場合、役場の前の東側の生け垣のところであって、通路から非常に見にくいという声を聞いております。なるほどそうでした、生け垣の上に上って、戸を開けて中を見る、あるいは書類を見るというふうなことは大変困難でありますから、もっと見やすい場所につけてはどうかという声を聞きました。その点については、法的な情報公開の部分が大きいと思うのですが、それだけに、そんな意見に対する検討をし

てほしいと思うのですが、これは町長に答弁いただきたいんですが、どうでしょうか。町長の政治姿勢も含めてお答えいただきたいんですが。

町長 住民の皆さんからそういう意見があるのであれば、考えていったらいいのかなと思います。

小林 博議員 法律とか、あるいは町の例規等で町の敷地との境界線になければならないというふうなことではないと思うんですから、その意味では、屋根のあるところといいますか、雨のかからないところなど含めて、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思うわけでありますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう1点、交通安全の関係で、駅前信号が非常に困難ということ、それから、指導員のことも増やさないとというふうなことでありましたが、ならどうするんだということが問われなければならないと思うんです。それができなるとすれば、どういう対策を、長期的には、短期的にはこういうふうな対策を取るということを含めて、示していただく必要があるかと思います。

大きなお金をかけて駅前周辺整備を大事業として完成をさせ、そして、今回はエレベーター設置の工事費を含む予算も計上されまして、町民の皆さんに非常に歓迎をされております。それだけに、もう一つの課題である、今回の整備に伴って起こってきた交通安全対策の問題について、どのようにするのかという、その当面の対策、あるいは長期的な対策等についてお聞かせをいただきたいと思うんです。

町長 今のところ信号の設置というのは大変難しいところはあるんですけども、私は決して諦めているわけではありません。いろんな方法がないか、今、地元のほうには一方通行にできませんかというような相談もさせていただいておりますし、それがもしかなくやうであれば、一つの基準のクリア、いろんな条件があるんですが、そのうちの一つがクリアできるということにはなるんですが、大きな一歩になるのではないかなというふうに思っております。いろんなことを、対策を、どのようなことができるかということを考えながら、できるだけ信号をつけていただきたいという方向で進んでいきたいというように私は思っております。

小林 博議員 なぜこういうことを聞くかといいますと、本予算では議会費の総額は約1億2,000万円です。我々の頂く報酬も含め、議会の職員の人件費も含め、もろもろの経費を含めて1億2,000万円近い、そういう議会費が含まれております。それだけに、議会というものを、1万9,000人余の住民の代弁機関としてぜひ大事にしてほしいというふうに思っております。したがって、議会での質問は、小林個人のものでありますが、これは町民全体の中から出ておる質問であり、答えは町民全体に対する答えだということをよく自覚しておられるのかなというふうに思ったわけであります。これだけじゃなしにね。

ですから、当面信号がつかない、あるいは指導員も増やさないと、当面の間、安全対策はこうしますというところまで含めて答えることが必要だと思うんです。今回、私は一般質問、いつもと違って1番に出しましたから、答えを用意するのに十分に時間はあったはずでありまして、もっとそういう住民の代弁機関としてここにあるんだという、そういう自覚を、町長、持っていただかないと、ちょっと残念なことかなと。その意味では、1億2,000万円も議会費として使っておるんですから、効果ある1億2,000万円にしてほしいというふうに思っております。町長の答弁を求めます。

町長 何もかも一度に対策ができるわけではありません。あの場所につきましては、信号がつくのが一番だということで、信号の設置に向けて努力はしているところでありますが、交通指導員さんも1名配置して、きちっと指導していただい

るところでございまして、今のところはそういった形で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長 他にありませんか。

前川裕量議員 議案第17号の令和3年度福崎町予算についてであります。委員会の中でも幾度か質問をさせていただいたんですけれども、この予算の中に新型コロナに対する対策費というものがあまり目立っていないという質問も委員会の中でさせていただきました。町長の答弁の中では、補正のほうで対応していくと。

もちろんこのコロナ、今後どうなっていくのか誰も分からないところで、予算というのは非常に難しいところもあったかもしれないですけども、予防の面、また経済の面、しっかりと補正を、何かあれば補正をしていただけるようお願いを再度して、町長のお考えを再度お示しいただきたいんですけども。

町 長 私もそのように思っております。令和3年度につきましては、令和2年度の補正予算で計上させていただいて、それを繰越しをさせていただくということでございますので、現段階につきましてはしっかりとしたコロナの対策の予算をつけているというふうには認識しているんですが、今後、今おっしゃったように、コロナがどのようになっていくかということとはよく分かりません。そのときには、住民の皆さんが安心していただけるような補正はもちろん考えていかなければならないと思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

3月8日の本会議2日目において、議案24件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて議長宛てに審査報告書が提出されております。

各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。

事務局に審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、富田委員長。

富田予算審査特別委員長 予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本定例会2日目、3月8日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、富田昭市、副委員長に竹本繁夫議員が選出されました。予算審査特別委員会に付託された議案は8件で、3月9日、11日、12日の3日間にわたり慎重審議、審査を行いました。

なお、3月12日には、令和3年度に事業計画されている辻川界隈の駐車場整備予定地、神崎郡ごみ処理施設建設が予定されている市川町浅野地区、及び福崎浄化センターの修景施設・公園施設整備を現地視察しました。

審査の結果につきましては、先ほど事務局朗読のとおりであります。なお、予算審査特別委員会委員は議長を除く全議員でありますから、質問や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に報告すべきものに絞って報告をさせていただきます。

最初に、議案第17号、令和3年度福崎町一般会計予算の概要説明を受けました。

委員から、「財政調整基金の取崩しが令和2年度に比べて1億2,000万円ほど増えているなど財政的に苦しくなっていると思うが、今後どういった観点で財政を構築されようとしているのか」との問いに対し、「令和3年度予算は、消耗品、食糧品費、旅費などの削減努力や、7年から8年でできていたことを10年でやる事業規模にして我慢していただくような歳出削減の一方で、我慢するだけではなく、駅田原線や河川の改修、バリアフリー化等の新しい事業に取り組んでいます。今後は、元利償還金の返済による苦しい状況が続きますが、令和6年度は令和2年度と同程度の水準になる見込みで、ここ3年が我慢の年になります」との答弁がありました。

歳入では、「高速道路の法面等に太陽光発電施設が設置されていることがある。目的外で有償で収入の対象になっているのであれば、固定資産税の対象と考えていいのではないかと」との意見に対し、「西日本高速道路株式会社自身が設置していれば、課税対象ではないと思われませんが、その状況や法令等を調査し検討します」との答弁がありました。

また、「ふるさと応援寄附金1億円と大幅に増やしているが根拠は」との問いに対し、「ふるさと納税のインターネットサイトは現在4サイトに掲載していますが、7サイトに増やす予定です。それらを一元管理する大手の専門仲介業者に委託し、そのノウハウを活用しながら商品の提案から企画まで、参加事業者数や記念品の数を増やし、写真の写し方を一新、説明文の見直しなどを行うことで1億円を目指します」との答弁がありました。「1億円を達成するには福崎の目玉商品を考えるべき」との意見がありました。

歳出においては、民生費で、「老人ホームのリハビリ指導等謝礼について、コロナ禍で外出できない中、もう少し健康管理に関する予算を計上したほうがいいのでは」との意見に対し、「入所者の健康管理として施設外のウォーキングや日常の体操で対応しています。しかしながら、慰問の受け入れなどはストップしており、例年に比べ不十分ということは認識しています」との答弁を受け、「悪いことが起こってしまうことがないように気をつけていただきたい」との要望がありました。

また、「重度心身障害児年金、就学援助金及び母子・父子家庭就学就業助成の1人当たりの単価が長らく変わっていないと思うが、最近の経済情勢等との関係はどうか」との問いに対し、「長らく変わっていません。経済情勢等も勘案する必要があるかどうかというところも含め検討したいと思います」との答弁がありました。

衛生費では、「令和2年度に本来年齢で受けるべきだった予防接種が、コロナ禍で受けられなかった人が多いと思う。繰り越して令和3年度に受けることはできるか」との質問があり、「全国的には予防接種の差し控えということがよく言われていますが、福崎町ではそういう例はほとんどなく、例年と同じような予防接種の接種率が出ています。高齢者に関しては非常に接種率が上がったというような状況になっており、コロナの関係で接種期間を延ばす制度もありますが、福崎町では特に予算化していません」との答弁がありました。

農林水産業費では、委員から、「営農組合広域化促進業務委託料とあるが、対象地域は」との問いに対し、「令和2年度は町全域で基礎調査を行い、令和3年度は福崎町を3分割して広域化を検討します。委託先は兵庫県立大学で、高岡福田地区土地改良区では3集落による広域の営農組合を検討していましたが断念した

ような形があります」との答弁がありました。委員から、「失敗した理由をよく調べて、一つでも成功事例を上げられたい」との要望がありました。

また、「ため池廃止工事はこういった工事をするのか。周辺住民との調整はできているのか」との問いに、「予定している2池とも堤体を切って施工します。地元の意向により進めており、廃池の工事により今より安全性が高まると考えています」との答弁がありました。

「松くい虫立木伐倒駆除委託料はどこを実施するのか。切り倒して放置するのか。被害は収まってきているのか」との問いに、「令和3年度は福田地区です。倒した松は一定の場所に並べて置きます。今は、被害は収まってきていると思われ、逆に七種の森では自然に松が生えているので回復しているところもあります」との答弁がありました。

商工費では、複数の委員から、「レンタサイクルの活用状況は。安全に走れる周遊ルートは考えられないか」との問いに、「駅前と辻川の両観光交流センターのそれぞれに電動自転車5台、普通の自転車が5台あり、主に観光の方の利用となり土日がメインになっています。妖怪ベンチの周遊マップをお渡ししており、現在、ナビ機能を持たせた観光アプリを開発中です」との答弁がありました。委員から、「自転車の利用についてさらなるPRの工夫」や「自転車で気持ちよく周遊できるように将来的な自転車専用道の整備」について要望がありました。

また、「コロナで疲弊していく商工に対する令和3年度予算が見えないのでは」との問いに、「商工含めコロナ対策という面では主に補正予算対応となっており、令和2年度からの繰越予算で令和3年度に実施するものがあります。また、令和3年度当初予算でも中小企業振興資金融資制度では、これまで1年間の利子補給であったところを、商工会の要望も聞き3年間に改めています」との答弁がありました。それを受け、「飲食店だけでなく靴屋のような意外な業種も影響を受けている。当初予算で反映できなかった部分は、補正予算を期待したい」との意見に、「ワクチン接種など今後の状況を見ながら事業者や住民に寄り添う行政を進めていきます」との答弁がありました。

土木費では、「JR福崎駅バリアフリー化事業補助金3,890万円は、設計、施工を1年間で完了形という補助金か」との問いに対し、「設計、工事施工の全てに対応をする額となっています」との答弁がありました。

消防費では、「消防事務委託料が令和2年度に比べ増えており、決算審査特別委員会で旧中播消防署職員の影響と聞いたが、何年まで続くのか」との問いに対し、「元中播消防署職員の退職者は令和2年度3人が令和3年度は5人に増えます。中播消防事務組合を解散した時点の中播消防の職員の退職手当は令和26年度までで、それ以降は姫路市全体の職員給与の中で負担するので平準化していくと思われまます」との答弁がありました。

教育費では、「英語検定料補助金は全額補助か。希望者のみが対象か」との問いに対し「中学校における英語教育に親しんでトライしていただきたい思いから創設したもので、級を問わず1年に一度、受験料を全額補助するもので、強制ではありませんが、対象は中学校3年生全員が受けられる体制としています」との答弁がありました。

続いて、議案第18号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について概要説明を受けました。

「令和3年度一般会計の個人町民税は前年度と比べ減収の見込みを立てているので、国民健康保険の予定の税率をさらにアップさせるようなことが出てこないか。他市町が取り組んでいるような自主的な対応を求める」との意見に対し、「全国

的に見て、一般会計からの繰入れというような施策を取っている市町があるのは事実ですが、国はルール分以外の一般会計の繰入れはしないように指導していません。令和4年度から子どもの均等割の一部減免等が決まっていますが、国の制度改革・制度改革の範囲での対応でないと町単独施策は難しい」との答弁がありました。

続いて、議案第19号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要説明を受け、委員から特に質疑はございませんでした。

続いて、議案第20号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から、「要介護認定を受けた者に対する総合事業利用の弾力化により、介護保険の事業で行っていたのに、一般事業に組み込んでいくのは本来の介護保険の在り方から離れるようにも見える」との問いに対し、「この改正の趣旨は、要支援から要介護になると、介護予防から介護事業のほうに移ってしまうこととなりますが、本人の意向で選択することができます」との答弁を受け、「利用者の意向を確認しながら丁寧な取組をお願いしたい」との要望がありました。

また、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金とは何か」との問いに対し、「介護施設などの中で感染が疑われるような場合に、施設の消毒や洗浄などの対応をする経費を補助するものです」との答弁がありました。

続いて、議案第21号、令和3年度福崎町水道事業会計予算についての概要説明を受けました。

複数の委員から、「減価償却費の動向」について質疑があり、「ここ数年増加傾向であり、令和14年度まで続きますが、令和15年度以降は減価償却期間が終了する資産があり、減っていく見込みです」との答弁に対し、委員から、「水道の経営に大きな影響を及ぼす部分なので、できるだけ住民負担の増にならない方向で進めてもらいたい」との意見がありました。

続いて、議案第22号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計予算について概要説明を受け、委員から特に質疑はございませんでした。

続いて、議案第23号、令和3年度福崎町下水道事業会計予算について概要説明を受けました。

委員から、「雨水幹線工事の計画延長と整備状況は」との問いに対し、「川すそ雨水幹線の延長は全約2,100メートルのうち約半分が整備済み、令和3年度は約140メートルの施工を計画しています。直谷雨水幹線工事は全約390メートルのうち約130メートルが整備済み、令和3年度は約200メートルの施工を計画しています」との答弁がありました。

また、「川すそ雨水幹線工事で令和2年度に大幅な工事費の増額変更があったが、事前のボーリング調査が施工場所の隣地であったことが問題と考える。施工箇所の真ん中ですべき」との意見に対し、「令和2年度の反省を踏まえ、調査の必要があればできる限り正確な位置で行っていきます」との答弁がありました。

続いて、議案第24号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計予算について概要説明を受けました。

委員から、「イーストパークの整備計画は」という問いに対し、「トイレ整備1,300万円、駐車場整備700万円の計2,000万円を予定しており、公園利用者の希望を受け、トイレはくみ取りから簡易水洗に、また現駐車場下の公園の一部を駐車場に再整備するものです」との答弁がありました。

以上8議案について審査の結果、議案第17号及び議案第19号から議案第24号までの7議案については全員賛成で、議案第18号については賛成多数で、

原案のとおり可決いたしました。

最後に、委員各位には、ご精励を賜り、慎重審議の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、厚く御礼申し上げます。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議 長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結します。
次、総務文教常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

常任委員長 委員会を令和3年3月15日に開催し、付託されました5議案について審査を行いました。

審査の結果につきましては事務局から朗読のとおり、全ての議案で原案のとおり承認・可決すべきものと決定したことをご報告申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度福崎町一般会計補正予算(第6号))は、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第6号)を令和3年1月25日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、新型コロナウイルスワクチンの接種事業を実施するに当たり、主にその体制を確保する整備費として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を106億3,590万円とするものです。

議案第4号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、令和2年4月1日に施行された改正地方自治法、同法施行令に具体的な免責の内容が規定されたことを受け、条例制定をするものです。

また、議会から監査委員に意見を求め、3月10日付で意見書が提出されています。監査委員の意見書には、地方自治法施行令に定める基準に準拠していることから妥当であると認めますとの意見となっています。

議案第5号、行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例については、国や県が進める書面規制、押印、対面規制の見直しに基づき、行政手続における町民の負担を軽減し、町民の利便性を図ることを目的に、提出文書への押印見直しを進めるために制定するものです。

議案第6号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、基礎控除額の変更に加え、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、令和3年度からの国民健康保険税の法定軽減に該当しにくくなることから、軽減判定基準の見直しを行うため、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

議案第12号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第7号)については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,370万円を減額し、補正後の予算総額を105億8,220万円とするものであります。

委員から、「プレミアム付商品券事業について、町内に均等に行き渡っているか」の質疑で、「指摘を受け、令和3年度の実施は7月から販売予定となっておりますが、これについては事前申込みをするような形で、購入者の集中や混雑を避けるために4回に分けて応募してもらうという仕組みを考えているところです」

との答弁がありました。

以上、委員会で審査した全ての議案において、原案のとおり承認・可決すべきものとなりました。

これで総務文教常任委員会からの審査報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された議案第7号をはじめ10件について、3月16日委員会を開催し、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求めて、慎重に審議をいたしました。審査の結果は、報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号は、介護保険料を引き上げるものであり、国の見える化システムに当てはめると、この数字が出ているとのことであります。保険料は7期で見ますと県下で中位であるとのことであります。健康寿命を延ばしていく取組などについて質疑がありました。

議案第8号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う関係条例の整備であります。虐待防止その他についての質疑がありました。

議案第9号は、町道の構造の技術的基準に関する条例改正で、道路法の改正に伴うものであります。

議案第10号は、第3次障がい者プランの策定です。今回は目標値の設定や障がい者雇用についての質疑がありました。

議案第11号は、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定です。認知症施設及び地域包括ケアシステムの取組の強化、災害や感染症対策が充実されているとのことであります。

議案第13号ないし15号は、実績を踏まえつつ年度末を見越した補正であります。

議案第16号は、下水道事業会計の補正で、浄化センターの膜カートリッジの交換、雨水排水工事の追加が入っています。

議案第25号は、町道の廃止・認定ですが、福崎工業団地の廃止道路は、払下げのときには鑑定を行うとのことであります。

審査の結果、付託案件はいずれも全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明は終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次、ごみ処理計画検討特別委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。

前川ごみ処理計画 3月8日本会議においてごみ処理計画検討特別委員会に付託を受けました議
検討特別委員長 案審査について、審査の結果は事務局朗読のとおりですが、若干の補足説明
をさせていただきます。

議案第3号、中播北部行政事務組合への加入について、一般廃棄物処理施設の
建設に関する事務を神崎郡3町で共同処理するため、令和3年4月1日から中播
北部行政事務組合に加入することについて、議会の議決を求められたものであり
ます。

委員会において慎重に審査をした結果、全員賛成をもって原案のとおり可決す
べきものと決定いたしました。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ごみ処理計画検討特別委員長からの説明は終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、ごみ処理計画検討特別委員長報告に対する質疑を終結しま
す。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 総務文教常任委員会から、開会中の所管事務調査について報告をいたします。
常任委員長 委員会は令和3年3月15日に開かれました。

学校教育課から損害賠償訴訟の日程について報告があり、証人尋問が5月10
日、本人尋問が5月12日に神戸地裁姫路支部で行われるとのことでした。

以上で、開会中の総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 公害防止協定に基づく協議についてであります。

常任委員長 7件の協議がありました。福伸電機株式会社の西治工場と福崎工場、片山特
殊工業株式会社、ユシロ化学工業株式会社などがあります。緑地や環境面積の件
について、継続的に指導の必要があることが指摘をされました。

以上です。

議 長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会運営委員長 本委員会は、議会開会中に下記事項について調査したから、会議規則第77
条の規定により報告いたします。

調査事項、協議事項として、第495回3月定例会の追加議案予定についてで
あります。調査期日は3月22日月曜日、本会議前の9時より第1委員会室にお
いて、総務課長出席の下、委員会を実施いたしました。

調査の概要、協議事項については、議員の皆様にはご承知のとおり、3月17
日に開催されましたごみ処理計画検討特別委員会で報告があり、同委員会は目的
が達成されたとして、第495回3月定例会の追加議案(予定)について協議し、
ごみ処理計画検討特別委員会の廃止については、3月25日木曜日に開催の本会
議5日目に上程し、提案説明及び委員会付託を省略して即決することを確認しま

した。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

議長 次、ごみ処理計画検討特別委員会、前川委員長。
前川ごみ処理計画検討特別委員長 ごみ処理計画検討特別委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査について報告をさせていただきます。

委員会は3月17日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明をさせていただきます。

くれさか環境事務組合について、前回委員会に報告のあった積替施設整備工事及び積替運搬車両の2件の入札結果についての報告がありました。

委員から、このたび購入した積替運搬車両やくれさかクリーンセンターについて、令和10年度に神崎郡ごみ処理施設が稼働した後の財産の割合など、今後の姫路市との協議はくれさか環境事務組合の場で福崎町の考えを十分に伝えるよう意見がありました。

次に、神崎郡ごみ処理施設に係る経過について報告がありました。

神崎郡ごみ処理施設整備基本計画策定業務の受注者が決定したことについて、受注者に対し、建設予定地が決まるまでのいきさつを十分に伝え、より立派な施設を建設していただきたいと要望がありました。

なお、当特別委員会は平成30年6月定例会において、くれさか環境事務組合の将来計画及び神崎郡ごみ処理施設の建設等、福崎町のごみ処理計画について総合的に調査・検討を行うことを目的として設置されました。以降2年半にわたり計11回の会議を開催いたしました。神崎郡の次期ごみ処理施設の候補地が市川町浅野地区に決定し、中播北部行政事務組合への加入の議案が上程され、目的は基本的に達成されました。委員会としては、委員会の廃止を決定いたしました。これまで皆様のご精励とご協力に心より感謝申し上げます。

以上で、ごみ処理計画検討特別委員会からの報告を終わります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度福崎町一般会計補正予算（第6号））の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議長 起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第3号、中播北部行政事務組合への加入についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号について、本案に対するごみ処理計画検討特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第4号、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第5号、行政手続に関する押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第5号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第6号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第7号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(手が上がる)
- 議 長 まず、原案に反対者の発言を許可します。石野議員。
石野光市議員 議案第7号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に反対の立場から討論いたします。
介護保険料は国保税とともに引上げが続き、払いたくても払えない、生活を圧迫するという状況に加え、また、年金受給者は強制的に年金から天引きされるなど、生活をより厳しくするという状態を招いています。昨年12月から今年1月に行われたパブリックコメントに示されていた料率、金額よりもさらに高い保険料引上げとなっています。コロナ禍の厳しい生活実態の下、令和3年度から令和5年度まで年額の介護保険料基準額で6万9,300円を7万3,900円に引き上げようとする本案に賛成することはできません。
以上をもって、反対討論といたします。
- 議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
ほかに討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第7号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)
- 議 長 起立多数であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第8号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整備に関する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第8号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第9号、福崎町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第9号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 長 会議の途中ですけども、暫時休憩いたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時44分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次、議案第10号、福崎町第3次障がい者プランの策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第10号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、第8期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定
についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第11号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第12号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第7号)についての
討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第12号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第13号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第13号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第14号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第14号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第15号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第15号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第16号、令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第16号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第17号、令和3年度福崎町一般会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第17号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第18号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 まず、原案に反対者の発言を許可します。小林議員。
小林 博議員 議案第18号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場を表明させていただきます。
国民健康保険は、国民皆保険の基本となっているものであり、社会保障の精神で運営されなければなりません。加入者の構成は、高齢化や無職、非正規雇用など低所得層が多くなっています。他の被用者保険に比べて病気になる率も高くなるを得ません。まして、コロナ禍の下、社会保障としての役割がますます大きくなっています。

都道府県営化以降、福崎町の保険税は大幅な上昇となりました。本予算でも税の引上げを前提として見込んでおるものであります。これは健康づくりの努力や町民の生活実態を無視したものであります。コロナ禍で収入が減った人も多くあります。国民年金だけでは生活できないと、80歳を超えてもなお働きに出ている人があります。町当局には必死で生きている人の声が聞こえないのでしょうか。

国や県の指導があるとはいえ、多くの自治体が独自の施策展開で保険税の上昇を抑えているではありませんか。本議会での福崎町当局の意思表示は、時代劇のお上の権威をかさに着た代官のように見えます。町長は町民の選挙で選ばれているのでありますから、自治の精神を発揮すべきであります。

5月の税率改定では町民に寄り添った内容となることを求めて、反対の討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第18号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第19号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第19号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第20号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第20号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第21号、令和3年度福崎町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第21号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第22号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第22号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第23号、令和3年度福崎町下水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第23号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第24号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第24号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第25号、福崎町道路線の廃止及び認定についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第25号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、ごみ処理計画検討特別委員会の廃止についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ごみ処理計画検討特別委員会の廃止についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
ただいまから、ごみ処理計画検討特別委員会の廃止についてを議題とします。
先ほど、開会中の所管事務調査報告にて、ごみ処理計画検討特別委員長から、同委員会は所期の目的を達成したため、本定例会をもって廃止することを決定した旨の報告がありました。このことについて、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明及び委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ごみ処理計画検討特別委員会の廃止については、本会議において即決することに決定いたしました。
お諮りします。委員長報告のとおり、ごみ処理計画検討特別委員会を廃止することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ごみ処理計画検討特別委員会は廃止することに決定しました。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり、派遣することに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出について、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第495回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第495回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、3月5日に招集され、本日までの21日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
令和3年度当初予算をはじめ本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。
また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。
さて、私たち議員にとりまして、来月末をもって任期を迎えることになり、定例会としてはこの3月議会が任期最後の意義深い議会となりました。
過去4年間、いろいろな出来事がありましたが、本日まで福崎町議会の運営が円滑にまいりましたこと、誠にうれしく思いますとともに、皆様方に感謝を申し上げます。
また、このたびの町議会議員選挙に際しては、再び出馬を予定されている議員各位におかれましては当選の榮譽を得られますよう、ご健闘を祈念申し上げます。
結びに当たり、一言お礼の言葉を申し上げます。
去る令和元年5月10日の議会におきまして、議員各位のご支援によりまして、議長の要職に就任して以来2年間、本日まで大過なく責務を果たすことができました。これもひとえに議員並びに理事者の皆様方の温かいご支援とご理解により

まして本日に至っておりますことは、この上ない喜びであります。ここに改めて深く感謝を申し上げまして、閉会の挨拶と私のお礼の言葉といたします。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第495回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

本定例会は、3月5日に招集され、本日までの21日間という会期でありました。今年に入り発出されておりました緊急事態宣言は、議会開催前には解除されることになりましたが、今も直近1週間の新型コロナウイルスの新規感染者数が拡大傾向になっていて、とても安心できる状況ではありません。年度末の歓送迎会や謝恩会など行事の多い時期ですが、これからも油断せずに、一人一人がうつらない、うつさないとの思いを強く持って行動してほしいと思っているところでございます。

今議会では、各会計の予算、教育長の選任、中播北部行政事務組合への加入など、重要な議案を数多く提案させていただき、真剣にご審議をしていただきました。そして、提案いたしました議案全てにご賛同していただきましたことを大変うれしく思っているところでございます。審議の中でいただきましたご意見にはしっかりと耳を傾け、施策の実現に向けて努力をしてまいります。本当にありがとうございました。

さて、議長の挨拶にもありましたように、皆様にとっては本定例会が最後の定例会となるわけでございます。4年前に住民の幸せを願い、高潔な志の下で立候補を決意され、当選を勝ち取られました。その後は町のチェック機関として、また地方自治体の意思決定機関として、様々な視点からご質問やご意見をいただきました。頂戴したご質問、ご意見は私たちの指針となり、町政運営に大きな役割を果たし、町の発展に貢献をしてきたのであります。

4月になりますと、いよいよ町議会議員の選挙であります。今議会で勇退される方もいらっしゃると思いますが、どうか一町民に帰られましても、私たちをご指導して下さいますようお願いをいたします。そして、再度立候補を予定されている皆様方には、これまでの経験を生かしていただいて、住民の負託に応え、再びこの場で再会できますことを心から願っております。

桜のつばみが綻びかけておりますが、天候は不順で、気温の寒暖の差が大きいこの頃です。皆様におかれましては、どうか健康には十分留意をされ、これからもご活躍されますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年4月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 小 林 博

福崎町議会議員 城 谷 英 之